

魚沼市 NPO 法人設立補助金申請について

魚沼市では平成 18 年 4 月より NPO 法人設立補助金の制度を設け、法人登記した NPO 法人について、以下の要件等を満たしたときに補助金を交付します。

1. 補助金の目的

市民の社会活動に対する幅広い参画の機会創出を図るため、NPO 法人に対し法人設立に要した経費について予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助金について

●補助金交付の条件（1 法人 1 回限りで、以下のすべての条件を満たしてください）

- ・ NPO 法人として設立登記の日より 6 ヶ月以内に申請してください
- ・ 魚沼市内に主な事務所がある法人に限ります
- ・ 役員の半数以上が魚沼市に住所を有する場場合に限りま
- ・ 平成 18 年 4 月 1 日以降に設立の法人に限ります

●補助金の額（実費とし上限 10 万円で 1,000 円未満は切り捨て）

- ・ 法人設立の費用のうち 10 万円を限度として、以下の対象となる事業の実額とします。

●補助金の対象となる経費

- ・ 法人設立のための広報・宣伝事業や調査・研究事業に要した経費
- ・ 法人設立のための会議、関係機関との協議などに要した経費
- ・ その他法人設立に必要と認められる事業に要した経費

※ 経常的な事業費や事務所維持のための経費は対象外とします

※ 人件費、食糧費、備品購入費などは原則除外とします

※ 対象となる費用の例（領収証必要）

- 法人設立登記のための事務手続き代行費用（行政書士等）
- 法人設立登記に向けた関係者との打合せや会議のため、移動に要した交通費（電車賃、高速代など）
- 関係機関・関係者等との会議のための会議室費用（会議録必要）
- 法人設立時に活動内容を広報するための冊子印刷費、チラシ作成費、新聞折込手数料等
- 法人設立のために要した書籍代や調査資料代ほか

※対象となる経費の領収証もしくはその写しは、報告書とともに提出する必要がありますので、大切に保管してください。

3. 補助金申し込みから交付までのながれ

①設立認証申請（所轄庁へ申請）

- ・ 所轄庁が設立認証を決定（縦覧終了から2か月以内）

②法務局にて法人登記

③申込

- ・ 申込書「補助金等交付申請書（様式第1号）」と関係書類（i～iv）を登記後6か月以内に地域創生課へ提出します

i 設立認証申請書の写しと所轄庁が発行した設立認証書の写し

ii 登記簿謄本（法務局）の写し

iii 設立年及びその翌年の事業計画書・収支予算書

iv 市長が必要と認める書類（必要に応じて提出をお願いします）

④申請審査

⑤交付決定通知

- ・ 後日、補助金の交付、不交付を通知します
- ・ 提出書類に不備があったときは再度作成をお願いすることがあります

⑥報告

- ・ 実績報告書「補助事業実績報告書（様式8号）」と領収証、収支書類を速やかに地域創生課へ提出します

⑦確定通知・補助金交付

- ・ 補助金の額を「補助金等確定通知書」にてお知らせします
- ・ 魚沼市より指定口座へ補助金を交付します

※申請の期間：随時

□ 問い合わせ窓口 □

魚沼市役所総務政策部地域創生課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

電話 025-792-9752 FAX 025-792-9500

E-mail: chiiki@city.uonuma.lg.jp